

○井神議長 通告２番目、11番、吉本勸曜議員、発言席から質問をお願いします。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、11番、吉本勸曜、一般質問をさせていただきます。

堀口プールの事故についてということで、一般質問をさせていただきます。

今回の議会は、国体を控えた議会であることから、国体に集中しなければならない職員さんの負担も考え、会期を前倒しという経緯があり、私としては一般質問は控えようと考えていたところではありますが、８月31日の議会開会日において、平松教育長から、岩出市民プールで発生した事故についての報告がありました。事故に遭われた子供さんの一日も早い回復を願うばかりではありますが、市議会議員としても看過できない問題でありますので、この問題だけを取り上げて、一般質問をさせていただきます。

今回の市の施設での事故は重大な問題であり、二度と発生させてはいけないことは言うまでもありません。不幸にも起こってしまった事故ではありますが、なぜ今回のような事故が発生したのか、事前に防げなかったのか、原因はどこにあったのか等、原因を究明するとともに、できる対応策を全て講じて、今後の運営をより安全・安心なものにしていかなければなりません。

今回はそういった視点に立って、３点質問をさせていただきます。

まず１点目に、事故発生時の状況と対応について明らかにしたいと思います。

まず、事故発生当日の来場者は何人ぐらいあったのか、把握していると思いますので、お答えください。

次に、事故に遭われた児童はどういった行動をとっていたのか、把握できている部分で結構ですので、お答えください。

また、事故の発生を確認した段階で、どのような対応をしたのかであります。当然、プールから引き上げた後、人工呼吸等の応急処置をしているものと考えますが、現場でのどのような対応をしたのか、お答えください。

さらに、当日はドクターヘリが来ていたということではありますが、消防署や警察署への連絡について、どのようなタイミングで通報したのか等、事故発生から病院に搬送されるまでの状況や対応の経過について、時系列でお答えください。

また、病院では集中治療室で治療が続けられているということではありますが、親御さんや家族の方々は眠れない日が続いていることと思います。そんな状況の中で、

ご家族に対して、対応はどのようにされてきたのかをお聞きいたします。

次に、２点目、運営状況と安全管理対策について、お尋ねいたします。

市民プールは、児童生徒の夏休み期間を中心に、市民の皆さんに親しまれ、毎年多くの方が泳ぎに来られています。多くの不特定多数の方が来られる施設として、毎日の運営は大変なものと思いますが、こういった施設に求められることは、みんながけがも事故もなく、安全・安心に泳げることであります。楽しいプールも１つ間違えば命にかかわる事故と隣り合わせであることを認識した上で、安全管理には十分な対応が必要であることは言うまでもありません。

市職員だけでなく、管理人及び監視員を配置し、事故の未然防止に努めていることと思います。しかし、水の怖さを知らない子供たち、予測することができない行動をとる子供たちを完璧に事故から守っていくということも難しいことであると思いますが、現状の市民プールにおける監視体制はどうなっているのか、何人体制で監視しているのか、また、監視員の業務とは監視するだけなのか、ほかにどのような業務を担当しているのか、お答えください。

また、監視員の方に対しては、監視をするに当たって、指導といいますか、教育が必要と思いますが、安全対策面も含めて、監視員への指導、教育はどのようにしているのか、お答えください。

それから、先日の教育長の報告にもありましたが、大きいプールは小学校３年生以下の子供は保護者とともに入るよう、看板や放送で呼びかけているとのことでしたが、保護者の方々が本当にこのことを認識しているのかどうか疑問であります。そこで、どのような看板を設置しているのか、また、放送はどのような頻度で行っているのか、お答えください。

今お聞きしたことは事前の安全対策、いわゆる、リスク管理ができていくということをお聞きしたわけですが、施設の運営において、効率的に安全を確保していくための安全管理マニュアル、また事故が発生した場合は命にかかわることもありますので、人工呼吸やＡＥＤの操作等、また今回のように、事故者の家族に対する対応についても、しっかりとした対応が必要でありますので、事故発生後の対応マニュアルも必要と考えますが、こういったマニュアルは既に作成されているのか、お聞きします。

最後に、３点目、管理者としての責任と今後の対応について質問いたします。

市町村は公共サービスを提供するため、プールだけでなく、さまざまな公共施設を設置し、維持管理・運営していますが、そこでは常に事故が起こる可能性をはら

んでいることは言うまでもありませんので、設置管理者として事故の発生に備えて、どのように対応しているかが問われると思います。

2006年7月30日、ふじみ野市の市営プールで、小学校2年生の女儿がプールの給排水口に吸い込まれるという死亡事故が発生しましたが、当時のプールの安全管理基準は、省庁によって異なっていたことから、国土交通省、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省等で連絡調整会議を立ち上げ、2007年3月29日にプールの安全標準指針を公表しています。

この指針では、プールの安全利用のための施設基準と事故を未然に防ぐ安全管理について明記されています。この指針に基づき、全ての分野での安全の確保には、1つは、施設や設備等が安全に設計あるいは設置されているかという技術的側面、2つ目に、利用者や監視人が注意をして、安全に利用するという人間的側面、3つ目に、安全管理や安全基準、時には法律などの仕組みに相当する組織的側面の3項目がお互いに関連していると言われています。このことを踏まえ、市民プールの現状はどうなのか、お聞きいたします。

最後に、これは最も大事なことでありますが、今回の事故の経過から、今後の再発防止という観点から、どのようなことが考えられるのか、具体的にお答えいただきたいと思います。

以上です。

○井神議長　ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長　吉本議員のご質問、堀口プールの事故についての1点目、事故発生の状況と対応について、お答えいたします。

まず、当日の来場者につきましては、午前11時現在のカウントによりますと、大プールでの遊泳者13名、小プールでの遊泳者22名でありました。

次に、事故に遭われた幼児の行動ですが、午前11時5分から休憩時間までは小プールにいたことは確認できていますが、その後から事故発生までの行動についてはわかりません。

事故発生から病院へ搬送されるまでの状況や対応についてですが、午前11時10分過ぎ、監視員と本児の母親が大プールの南東隅の水中で本児がうつ伏せ状態で浮かんでいるのを発見し、その監視員がすぐさま本児をプールサイドに引き上げ、女性の来場者と胸骨圧迫や人工呼吸を始めています。別の監視員が事務所へ連絡し、事務所から連絡を受けた生涯学習課副課長が、救急車を要請いたしました。また、こ

れと同時に、状況に気づいた小プールの監視員も応急処置に加わるとともに、事務所へ連絡した監視員も応急処置に加わりました。

また、事務所で休憩中の監視員がAEDを持ってきて、使用を試みましたが、AEDからはショックは不要であることと、胸骨圧迫と人工呼吸を指示するメッセージが流れたため、救急車が到着するまでの間、引き続き胸骨圧迫と人工呼吸を行いました。

11時28分ごろ、救急車が堀口プールに到着し、救急隊員が本児の状況を確認した後、ドクターヘリを要請いたしました。間もなく救急車は大宮緑地公園に向け出発し、12時4分ごろ、ドクターヘリは和歌山県立医科大学附属病院に向け離陸しております。

なお、警察へは、救急車が大宮緑地公園に向け出発した後、連絡しています。

ご家族への対応につきましては、誠意を持って対応することを基本とし、教育部次長がドクターヘリの離陸とともに、車で病院に向かい、その後、生涯学習課の職員も病院へ駆けつけ、ご家族の方々とともに、本児の容体を見守りました。

翌日の8月28日は、午前11時ごろから午前11時30分ごろまで、8月29日は、午後2時30分ごろから午後7時ごろまで、8月30日は、午前10時ごろから午後5時ごろまで、職員が病院を訪問していましたが、8月30日にご家族から何かあれば連絡するので、毎日来てくれなくてもいいですよという話があったため、8月31日、本児の父親との電話連絡のみとしています。しかし、その際にも、父親から、何かあればこちらから連絡しますというお話があったため、それ以降の連絡は待っている状態です。

次に、2点目の運営状況と安全管理対策について、お答えします。

まず、市民プールの監視体制ですが、当日は大プールに監視員2名を、小プールに監視員1名を配置していました。監視員の業務につきましては、1、プール内外の清掃、2、プール場内の監視、3、プール場外の監視、4、水質管理、5、場内放送等を行っています。

監視員への指導・教育につきましては、管理人・監視員説明会において、業務内容や事故等の対応について行っております。来場者への注意喚起の看板や放送につきましては、文部科学省、国土交通省発行のプールの安全標準指針を参考に、市民プールご利用上の注意という看板を受付入り口に設置しているほか、更衣室入り口には、保護者同伴でない小学生3年生以下のお子様は遊泳できませんという看板を設置しています。

また、プール場内には、大プールの北側と東側には、小学3年生以下のお子様の大プール利用の際は、保護者の方も一緒に入水してくださいという看板を初め、ほかにも注意喚起の看板を大小どちらのプールにも設置しています。

さらに、入場者に注意を促すため、禁止事項や危険に対する注意事項など14項目の内容について、休憩時間ごとに放送を流しています。

マニュアルに当たるものとしては、岩出市民プール（堀口・東公園）臨時職員勤務（監視・管理）要領を作成しております。

次に、3点目の管理者責任と今後の対応についてお答えします。

今、ご指摘いただきました3項目につきましては、日ごろの保守点検や注意喚起等、安全確保に努めてきたつもりであります。このような事故が起こったということを設置管理者として非常に重く受けとめております。今回の事故をもとに、新たに検証を行っているところであります。再発防止につきましても、現在、なお課題等を検証しているところであり、明らかになった課題に基づき、できるだけ早いうちに取りまとめたいと考えております。

以上です。

○井神議長 再質問を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 入場者に利用のルールや注意事項を周知し、守っていただくということは、ルールの安全標準指針の中で、プールを安全に管理するためには、利用者への適切な注意や警告を行うことも有効であり、排水口の位置等危険箇所の表示、プール利用に際しての注意、禁止事項、毎日の点検結果等、利用者の見やすい場所に見えやすい大きさに掲示することが望ましいとあります。堀口プールにおける具体的な看板の位置や放送の頻度はお答えいただきましたが、その内容はどんなものであったのか、さらに詳しくお答えください。

また、このことに関連して私からの提案ですが、利用者に注意して利用していただくという面においては、私は小さい子供さんに同伴してくる全ての保護者の方々に、監視員としての役割を担っていただくことを理解していただき、協力していただくことが非常に大事なことであり、監視員と保護者との協働ということを強力に推し進めていただきたいと思います。

また、物理的な面から言えば、保護者の方々がどこにいるかであります。スペースの問題もありますが、大プールと小プールの間の部分に保護者の方々が子供たちを見守るスペースが確保できないでしょうか。多くの目で子供たちの動きを監視で

きる体制づくりも不可欠ではないでしょうか。

今回の事故の発生は、市民プールだけの問題ではなく、スポーツ施設、文化施設等、多くの市民の方が利用する施設を設置運営している教育委員会に対する信頼ということにまで及ぶ問題であると思います。私は、今回の事件は、市民プールだけのものではなく、全ての施設の問題として捉えなければならないと考えております。

市民プールの事故については、徹底的な事故の検証を行い、再発防止はもちろんのこと、他の施設においても事故を発生させない運営に生かしていかなければならないと思います。

そういった意味で、これはプールではありませんけれども、根来の若もの広場のフェンスであります。フェンスの手前にボールの外に出るのを防ぐのか、ネットが張られております。そのネットが人の顔の高さにあるんですよ。それが同じネットとフェンスの色でありまして、なかなかそれに気づくのができないというところがあります。私も一度顔を打ったことがありますし、ソフトボールなんかで球を追いかけるときなんかも大変危ない状況にあると思います。せめて地上から一番低いネットのワイヤーの部分だけでも違う色に塗って、確認しやすいような状況にするということも必要ではないかなというふうに思います。

このように放っておいたら、大きな事故につながりかねないものがほかにもあるんじゃないでしょうか。ぜひ確認していただき、対応していただきたいと思いますが、施設面での安全は、管理者として最も基本的な責任であります。施設の安全管理、点検の徹底は、基本中の基本と捉えていただき、定期的な点検はもとより、職員や市民の皆さんからの声を聞き、すぐに対応するという体制の構築も必要ではないでしょうか。いかがでしょうか。

○井神議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長　吉本議員の再質問にお答えさせていただきます。

再質問の1点目、看板や放送の具体的内容について、お答えします。

まず、看板につきましては、市民プールのご利用上の注意という看板を受付入り口に設置しています。この看板には、1つ目に、次の項目に該当する方は入場をお断りしますという内容で、医師に遊泳を禁止されている方など4項目、2つ目に、プールの利用制限、ルールという内容で、保護者同伴でない小学3年生以下のお子様は遊泳できませんなど5項目、3つ目に、禁止事項という内容で、プールへの飛び込み及びプールサイドを走る行為など13項目を記載しています。

さらに、更衣室入り口には、保護者同伴できない小学3年生以下のお子様は遊泳できません。保護者1名につき同伴できるお子様は2名まで、水着を着用しない保護者は同伴とは認めませんという看板を設置しています。

プール場内ですが、大プールの北側と東側には3種類の看板、すなわち小学3年生以下のお子様の大プール利用の際は、保護者の方も一緒に入水してくださいというもの、プールサイドでの食事・喫煙は禁止ですというもの、飛び込みは禁止です、プールサイドは走らないでくださいというものを掲示しています。

小プールには、大プールに設置しているものと同様、食事・喫煙の禁止の看板と飛び込み禁止、走らないという看板のほかに、小プールは滑ることがありますのでご注意くださいという3種類の看板を南北のフェンスにそれぞれ掲示するとともに、滑り台のそばには、乳幼児の滑り台の使用は保護者同伴の方に限りますという看板を設置しています。

また、1時間ごとに遊泳者体力回復のために、全員プールサイドに上がって休憩していただいております、その際に放送を流しています。具体的な内容といたしましては、プールサイドを走らない、飛び込みは一切禁止などの禁止事項や、小さいお子様連れの方はプールに入られるときは必ず一緒に入水してくださいなど、危険に対する注意喚起など14項目の内容になっています。

次に、議員ご提案の監視員と保護者の協働について、お答えします。

看板や放送により来場者に対し注意喚起や警告を行っていますが、先ほどご指摘されたように、子供たちは思いがけない行動をすることがあります。そういった意味で、議員ご提案の監視員と保護者との協働は重要であると考えておりますので、今後、さらに協働を進めてまいります。

また、プールで保護者の方々が子供たちを見守るスペースの確保につきましては、今後検討してまいります。

次に、他の施設等の安全について、お答えいたします。

他の施設・設備につきましては、学校の遊具等を含め、職員による日ごろの巡回や、安全点検表に基づいた毎月の安全点検、専門業者による定期点検等を実施しております。点検の際に判明した異常については、異常の程度を考慮の上、即座に使用を禁止するもの、改修・修理を行うもの、年次計画的に予算措置を行い、順次改修・修理するもの等に分け、対応しております。

なお、議員ご指摘のフェンスにつきましては早急に確認し、対応するとともに、二度と同様の事故を起こさないという観点から、教育委員会が管理する全ての施

設・設備の総点検を指示いたしました。

○井神議長 再々質問を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 今回の事故が発生しましたプールは教育委員会の所管であり、現在、教育委員会において、さらに詳しい調査をしているということではありますが、ぜひ、今回の事故の経緯や要因等について、その全容を調査・確認し、さまざまな観点から総括的に検討していただきたいと思います。その上で、再発防止については、できるだけ早期に完成させ、万全を期していただきたいと思います。

最後に、市の職員の皆様に申し上げます。市の施設において、不幸な事故は絶対に発生させてはならない。そのためにもっと汗をかいていただきたい。このことを指摘しておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の市答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 吉本議員の再々質問にお答えします。

先ほども申しましたけれども、今回の事故につきましては、市の施設で起こった事故であるということを大変重く受けとめております。現在、課題や再発防止策等について検討を進めているところでありますが、二度と同じ事故を繰り返さないようにするため、教育委員会が一丸となって取り組んでまいります。

○井神議長 市長。

○中芝市長 皆さん、おはようございます。

堀口プールの事故につきましては、市の施設で起こった事故であるということ、大変重く受け取っております。この事故につきましては、徹底した原因究明を行い、二度と同様の事故が起こらないよう、再発防止に努めてまいります。

市行政を進めるに当たっては、市民の安全をいかにして守ることが非常に重要であります。それは学校を含めた教育施設だけに限られたものではなく、市の公共施設、道路、衛生、保育所など市の全ての部局に及ぶ内容であります。今回の事故を教訓として、さらなる市民の安全確保と事故の未然防止に取り組んでまいります。

○井神議長 以上で、吉本勸曜議員の一般質問を終わります。